

香川県報



第 70 号

平成 16 年

9月3日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告 示

- 新たに生じた土地を確認した旨の届出 (自治振興課) 一
 - 字の区域に編入する旨の届出 () 一
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 (健康福祉総務課) 二
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出 () 二
 - 生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 () 二
 - 生活保護法の規定による指定施術機関を廃止した旨の届出 () 二
 - 救急診療所の申出の撤回 (医務国保課) 二
 - 道路の区域変更及び供用開始 (道路保全課) 三
 - 道路の供用開始 (三件) () 三
 - 平成十六年香川県告示第五百八十七号(道路の位置指定)の一部訂正 (建築課) 四
- 公 告**
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会の開催 (環境・水政策課) 五
 - 平成十六年度砂利採取業務主任者試験の実施 (経営支援課) 五
 - 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 () 五
 - 平成十六年度技能検定(後期実施)の実施 (労働政策課) 五
 - 公共測量の実施の通知 (土木監理課) 八

告 示

●香川県告示第六百八号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、内海町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、内海町長から届出があった。
 平成十六年九月三日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
小豆郡内海町田浦字南原甲六五七の二〇、甲六六四の二、甲六六五、甲六九九の一、甲七〇四の一、甲七〇五の一、甲七〇六の二、甲七〇七及び甲七〇八の一並びに字中浜甲七七六の一、甲七七七の一、甲七七八の一、甲八一五、甲八一八の一、甲八二二の一、甲八二二の二、甲八二三の一、甲八二四の一及び甲八二五の一の地先の公有水面埋立地	二、四八六・八一平方メートル

●香川県告示第六百九号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、内海町長から届出があった。
 平成十六年九月三日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡内海町田浦字南原	小豆郡内海町田浦字南原甲六五七の二〇、甲六六四の二、甲六六五、甲六九九の一、甲七〇四の一、甲七〇五の一、甲七〇六の二、甲七〇七及び甲七〇八の一の地先の公有水面埋立地
小豆郡内海町田浦字中浜	小豆郡内海町田浦字中浜甲七七六の一、甲七七七の一、甲七七八の一、甲八一五、甲八一八の一、甲八

二二の一、甲八二二の一、甲八二三の一、甲八二四の一及び甲八二五の一の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、三、二九	人参堂薬局	観音寺市柞田町甲二一九五番地四

●香川県告示第六百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、四、一七	医療法人社団和風会 観音寺診療所	観音寺市観音寺町甲二九七二番地一

●香川県告示第六百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、	米沢豊彦	さぬき市志度九〇四	米沢接骨院	さぬき市志度九〇四

八、一一

番地一六

番地一六

●香川県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成七、七、六	米沢接骨院	米沢豊太郎	さぬき市志度九〇四番地一六

●香川県告示第六百十四号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所 在 地
一五―三	平成十六年八月三十一日	医療法人社団みとし会クニタ クリニック	観音寺市柞田町甲一八八 八番地一

●香川県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 詫間琴平線（二十三号）
三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡高瀬町大字上麻字滝ノ原一〇七九番一地从先から	前	一五・〇	一一九	道路改良工事に伴う仮設橋の設置
三豊郡高瀬町大字上麻字池ノ谷一一三番一地从先まで	後	二五・八	一一九	
三豊郡高瀬町大字上麻字滝ノ原一〇七九番一地从先から	後	一五・〇	一一九	
三豊郡高瀬町大字上麻字池ノ谷一一三番一地从先まで	後	二五・八	一一九	
三豊郡高瀬町大字上麻字池ノ谷一一三番一地从先まで	後	四一・〇	一一五	

四 供用開始の期日 平成十六年九月三日

●香川県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月三日

- 一 道路の種類 県道（一般）
二 路線名 財田満濃線（百九十七号）
三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間

敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡仲南町大字十郷字追上下大口六五番一地从先から	一一・三	平成十五年香川県告示第六十五号で変更した区域の一部
仲多度郡仲南町大字十郷字追上下大口四三番二地先まで	一四・〇	
	一一三三	

四 供用開始の期日 平成十六年九月三日

●香川県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
二 路線名 善通寺大野原線（二十四号）
三 道路の区域

敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡高瀬町大字佐股字黒島甲一四四五番一地从先から	一五・二	平成十五年香川県告示第三百十二号で変更した区域
三豊郡高瀬町大字佐股字黒島甲一四九四番一地从先まで	二五・〇	
	一一三〇	

四 供用開始の期日 平成十六年九月三日

●香川県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 観音寺善通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市高屋町字鹿隈九一番地先から 観音寺市流岡町字七宝山一三四六番一地先 まで	一一・〇 四二・〇	二九五	平成八年香 川県告示第 三百五十一 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十六年九月三日

●香川県告示第六百十九号

平成十六年香川県告示第五百八十七号（道路の位置指定）の一部を次のように訂正する。
平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三の項中「観音寺市坂本町五丁目一三五二―一」を「観音寺市坂本町五丁目甲一三五二―一」に改める。

公 告

●香川県公告第四百三十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定に基づき狩猟鳥獣の捕獲を禁止するため、同条第五項において準用する同法第七條第四項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十二年香川県規則第三十八号）第八条第一項の規定により公告

する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時

平成十六年九月二十九日（水） 午後一時三十分から

二 場所

小豆郡土庄町瀨崎甲二〇七九―五 香川県小豆総合事務所南館一階会議室

三 案件

平成十六年十一月十四日で期間満了となる小豆郡一円におけるオスマダリの捕獲禁止期間の更新について

●香川県公告第四百三十七号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成十六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験日時

平成十六年十一月十二日（金曜日） 午前十時から正午まで

二 試験場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第六会議室

三 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その科目は、次のとおりとする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

香川県商工労働部経営支援課において交付する受験願書に写真（縦一一センチメートル、横八センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した正面向き上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出するものとする。

五 試験手数料

八、〇〇〇円

八、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け、消印はしないこと。
ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することに
より納付するものとする。

六 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成十六年十月一日（金曜日）から同月十五日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

郵便等による送付の場合は、必ず書留郵便又はこれに相当するものによることとし、平成十六年十月十五日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限りに受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 合格発表

平成十六年十一月二十六日（金曜日）に合格者の受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示するとともに、合格者に合格証を交付する。

九 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ（電話番号〇八七―八三二―三三四二）に照会すること。

●香川県公告第四百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第二百八号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン香川白鳥店 東かがわ市白鳥字城泉一八九番地ほか
三 法第八条第一項の規定により東かがわ市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部経済課

2 縦覧期間

平成十六年九月三日（金曜日）から同年十月四日（月曜日）まで

●香川県公告第四百三十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十六年度技能検定（後期実施）の実施について次のとおり公告する。
平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 特級検定職種

鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形

2 一級及び二級検定職種

工場板金（機械板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁

(和服製作作業)、木工機械整備(木工機械調整作業、木工機械修理作業)、石材施工(石材加工作業、石積み作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、水産練り製品製造)かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業、配管(建築配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、スレート施工(スレート工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、自動ドア施工(自動ドア施工作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業)、建築図面製作(建築製図CAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級検定職種

機械検査(機械検査作業)、機械保全(電気系保全作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立作業、シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業) 建築大工(大工工事作業)配管(建築配管作業、プラント配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

4 単一等級検定職種

枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十六年十一月二十六日(金曜日) から平成十七年二月二十日(日曜日) まで

の間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日
 (二) 実施場所
 別途香川県職業能力開発協会が指定する場所
 (三) 問題の公表
 実技試験問題は、平成十六年十一月十九日(金曜日) から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。
 2 学科試験
 (一) 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	実 施 期 日
(二級及び二級) 機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、スレート施工 (三級) 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、配管	平成十七年一月三十日 (日曜日)
(二級及び二級) 工場板金、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、木工機械整備、石材施工、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装 (三級) 建築大工、機械・プラント製図 (単一等級) 樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	平成十七年二月六日 (日曜日)

(特級)

鑄造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形

(一級及び二級)

機械保全、和裁、厨房設備施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション、電気製図

(三級)

機械保全、プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、テクニカルイラストレーション、電気製図

(単一等級)
枠組壁建築

平成十七年二月十三日

(日曜日)

(二) 実施場所

香川地域職業訓練センター 高松市郷東町五八七番地一

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

香川県職業能力開発協会

高松市郷東町五八七番地一

電話番号 ○八七―八八二―二八五四

3 受付期間

平成十六年九月二十八日(火曜日)から同年十月八日(金曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。

なお、郵便等により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(二) 提出書類を郵便等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、この場合は、受付期間内の消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

(一) 特級の技能検定に係る手数料の金額(全職種) 一五、七〇〇円

(二) 一級、二級、三級(在校生を除く。)及び単一等級の技能検定に係る手数料の金額

工場板金	一五、七〇〇円	かわらぶき	一五、七〇〇円
機械検査	一三、〇〇〇円	配管	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	厨房設備施工	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
プリント配線盤製造	一五、七〇〇円	鉄筋施工	一五、七〇〇円
自動販売機調整	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
内燃機関組立て	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
空気圧装置組立て	一五、七〇〇円	樹脂接着剤注入施工	一五、七〇〇円
油圧装置調整	一五、七〇〇円	スレート施工	一五、七〇〇円
農業機械整備	一五、七〇〇円	カーテンウォール施工	一五、七〇〇円
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円		
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円		

和裁	一一、五〇〇円	自動ドア施工	一五、七〇〇円
木工機械整備	一五、七〇〇円	バルコニー施工	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円	テクニカルイラストレーション	一一、五〇〇円
石材施工	一五、七〇〇円	建築図面製作	一一、五〇〇円
菓子製造	一五、七〇〇円	機械・プラント製図	一一、五〇〇円
水産練り製品製造	一五、七〇〇円	電気製図	一一、五〇〇円
建築大工	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
枠組壁建築	一五、七〇〇円		

(三) 三級(在校生に限る。)の技能検定に係る手数料の金額

機械検査	八、七〇〇円	建築大工	一一、五〇〇円
機械保全	一〇、五〇〇円	配管	一〇、五〇〇円
電気機器組立て	一〇、五〇〇円	テクニカルイラストレーション	七、七〇〇円
プリント配線板製造	一〇、五〇〇円		
内燃機関組立て	一〇、五〇〇円	機械・プラント製図	一一、五〇〇円
和裁	七、七〇〇円	電気製図	七、七〇〇円
プラスチック成形	一〇、五〇〇円		

- 2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円
- 3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

- 1 合格通知

平成十六年九月三日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

- 実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が平成十七年三月下旬に書面で通知する。
- 2 技能検定合格者の発表
技能検定合格者の受検番号を、平成十七年三月十五日(火曜日)から同月二十八日(月曜日)まで香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。
- 3 技能検定合格証書の交付
技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、特級、一級又は単一等級については厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。
- 七 その他
技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号〇八七―八三二―三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

●香川県公告第四百四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十六年九月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類 公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)
- 二 作業期間 平成十六年九月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域 高松市



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています